

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



All For One

2025年4月1日  
25周年記念号  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

25周年

〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号  
ゼルコパビル 4 階  
Tel.0423000255 fax0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

新年度を迎え、出会いと別れに毎年人心の機微を感じます。

この4月、国松司法書士法人は個人事務所時代を含め創立25周年を迎えました。これもひとえに応援して下さるパートナー企業や個人・法人のお客様、国分寺を中心とする地域を支えておられる皆様のご厚意の賜物と心得ています。厚く御礼申し上げます。

2000年4月開業から現在までの弊法人の歩みは、同時期に始まった成年後見制度とともに歩んだ四半世紀でした。2000年12月11日に家庭裁判所の成年後見人名簿と成年後見監督人名簿に登載され、その後多くの成年後見制度利用者との出会いと別れがありました。お客様からの評価や本音は正直分かりませんが、私どもとしては一つ一つの案件に真摯に向き合ってきたつもりです。どれ一つとして同じ案件はなく、それぞれに特徴がありました。しかし、全ての案件に共通して広がる世界観がありました。それは、巷で言われる身体的、経済的虐待等からは程遠い「家族愛」でした。

これからも「家族愛」を感じられる案件に出会え、そして業務終了による別れを迎えられるよう、研鑽に励みたいと思っています。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



### ◆◆◆後見監督人の選任について②◆◆◆



前号では、後見監督人が選任されるケースを紹介しました。今月は選任された後のことについて確認していきましょう。

後見監督人が選任されると、報酬が発生します。後見監督人も被後見人の利益を保護するための監督事務を行いますので、その報酬というわけです。報酬額については、報酬付与の申立をすることで家庭裁判所が決定するため、予め金額が決められているわけではありません。費用負担のこともあり、後見監督人が選任されたことに納得がいけないということもあるでしょうが、これは家庭裁判所の裁量に委ねられているため、**選任されたことに對する不服申立てはできない**のです。ただし、後見監督人が選任された理由によっては、その理由であったものが解決し、後見監督人の必要性がなくなったということで、後見監督人が辞任の許可申立てをすることはあります。本人や後見人から申し立てることはできません。また、申立てをしたとしてもそれが認められるかどうかは家庭裁判所の判断となります。

この他、後見監督人の不正な行為や不適切な対応が見られた場合には、家庭裁判所の職権や被後見人やその親族等から後見監督人の解任請求申立てにより解任されることがありますが、気が合わない等の理由では解任の請求自体ができませんので注意が必要です。

辞任については、どんなときに認められるのか、後見監督人だけではなく後見人等も含めた詳細を次号で特集します。

IKUKO



後見監督人が選任されている場合、後見監督人の同意がなければ後見人が行うことのできない行為があります。それは、営業や民法13条1項各号(2023年6月号を参照してください)に定める行為を行うときです。これらの行為を後見監督人の同意を得ずに行うと取消の対象になりますので注意してください。特に重要な法律行為は書面による同意を得るべきです。



YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました!!  
どうぞよろしく☆

